平成２８年（フ）第６０２号
埼玉県越谷市北越谷３丁目12番４号　フォレストⅠ203号、旧住所埼玉県越谷市花田３丁目14番地31
債務者　鈴木　広之
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６０７号
埼玉県越谷市大字大里177番地１　リジェール越谷207
債務者　大滝　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６０８号
埼玉県越谷市大字大里177番地１　リジェール越谷207
債務者　大滝　和子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９２７号
千葉県船橋市旭町３丁目20番１号
債務者　浅野　謙治
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１５号
千葉県市川市鬼越１丁目８番17号（イオチハイツ７―722号）
債務者　安達　和貴
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０５６号
千葉県八千代市大和田新田451番地５　メゾン・ド・エメロード406号室
債務者　江口　和雄
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０６８号
千葉県習志野市泉町２丁目２番１―105号
債務者　林　　政俊
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８１号
千葉県市原市下矢田412番地３
債務者　中條　和美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９１号
千葉県船橋市日の出２丁目７番12号
債務者　本吉由佳子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９３号
千葉県船橋市金杉５丁目６番４号　アクアハイツ202号
債務者　小宮山和江
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０２号
千葉県市川市曽谷５丁目18番12号
債務者　木谷　友哉
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０３号
千葉市稲毛区長沼原町497番地７　ほのぼの長沼原
債務者　松澤　憲一
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１２号
千葉県市川市菅野５丁目５番７―505号（菅野マンション）
債務者　柿木田邦子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２５号
千葉市中央区白旗２丁目13番13号　白旗アパート201号
債務者　松浦　早苗
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
新潟県三条市東三条１丁目22番10―206号
債務者　小部山　将
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１０３１号
京都市伏見区東柳町525番地　Ｌｕｘｅ中書島　205号、前住所京都府宇治市宇治若森38番地の18　若森荘Ａ棟４号
債務者　師橋　　工
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３２号
京都府京田辺市薪西山40番地13、前住所京都府京田辺市興戸南落延25番地12
債務者　緑　絵梨香
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係